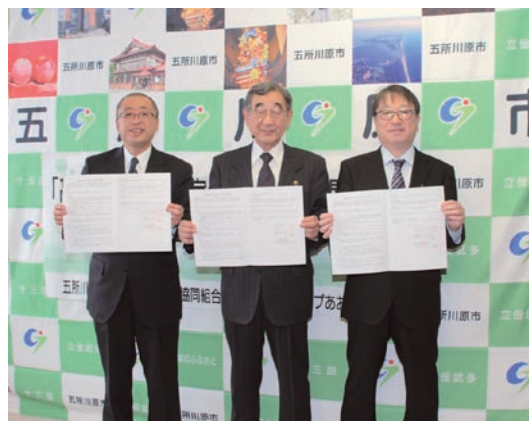


「高齢者等見守りの取組」に関する協力協定を締結しました

3月18日、生活協同組合コープあおもり(小池伸二理事長)、津軽保健生活協同組合(長谷良志男理事長)と市の三者で、高齢者世帯などの見守りの取り組みを推進する協定を締結しました。

これは、県が、県内7つの生活協同組合と締結した「高齢者等見守りの取組」推進に関する協定を基に、市との協力体制を確認したもので、当市を圏域とする2つの生協が、配達業務等の中で、高齢者世帯等を対象に、気になることや異変があった場合、市に連絡するなど、地域の見守りネットワークを強化することが目的です。

協定締結式には、津軽保健生活協同組合の田中研常務理事、生活協同組合コープ青森の菅原正常務理事が参加。市長は「地域福祉の向上につながる協定を締結でき、心強く喜ばしい」とあいさつ。生協を代表して菅原常務理事が「地域の見守りネットワークの一員と



協定書を手にした生活協同組合コープあおもりの菅原常務理事(左)と津軽保健生活協同組合の田中常務理事(右)

して協力して行きたい」と握手を交わしました。

協定については、介護福祉課(内線2458)へお問い合わせください。

後期高齢者医療被保険者の皆さんへ

平成26年度青森県後期高齢者医療保険料のお知らせ

青森県後期高齢者
医療広域連合
TEL017-721-3821

均等割額と所得割率はこれまでと変わりません。賦課限度額は2万円引き上げられ、57万円となりました。

保険料の決まり方(年額)

均等割額 [被保険者全員が納める額]	+	所得割額 [所得に応じて納める額]	=	保険料額 (限度額57万円)
40,514円		基礎控除後の所得(※)×7.41%		

(※) 基礎控除後の所得とは、前年の総所得金額等から基礎控除額(33万円)を差し引いた額です。

保険料の軽減措置

平成26年度の保険料軽減措置は、判定基準を拡大して引き続き実施されます。

○所得が低い方の軽減

同一世帯内の被保険者およびその世帯の世帯主の所得を合わせた合計所得に応じて、次のとおり均等割額を軽減します。

世帯の所得額の合計	軽減割合
33万円以下かつ被保険者全員の年金収入が年額80万円以下(その他の各種所得がない)	9割
33万円以下	8.5割
33万円+(24万5千円×被保険者の数)以下(※1)	5割
33万円+(45万円×被保険者の数)以下(※2)	2割

(※1) 平成25年度までは、33万円+{24万5千円×被保険者の数(世帯主を除く)}以下

(※2) 平成25年度までは、33万円+(35万円×被保険者の数)以下

被保険者の基礎控除後の所得が58万円以下の方は、所得割額が5割軽減されます。

○被用者保険の被扶養者であった方の軽減

均等割額が9割軽減され、所得割額の負担はありません。

*被用者保険とは、全国健康保険協会管掌健康保険、船員保険、健康保険組合、共済組合などです。